

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第66回）開催結果概要

1 日時

令和3年10月5日（火）午前10時から午前11時50分まで

2 場所

最高裁判所ミーティング室（ウェブ会議システムを利用して実施）

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

出井直樹，奥山信一，川出敏裕，小林篤子，佐古和恵，平出喜一，森田浩美，
山田文，山本和彦（座長），横井弘明，吉田誠治

（事務総局）

清藤健一総務局総括参事官，石井芳明総務局第一課長，川山泰弘総務局企画官，
岩井一真民事局第一・第三課長，福家康史刑事局第一・三課長，荒谷謙介行政
局第一課長，戸苅左近家庭局第一課長

4 意見交換等

（1）第10クールの方針・進め方について

ア 事務総局からの説明

川山総務局企画官から，第10クールの検証の基本的な方針について，①第6クール以降に引き続き，統計データの分析を中心としつつ，主に第一審の運用について，従来の検証において示された長期化要因の分析や運用上の施策等のフォローアップを行うこと，②第9クールに引き続き，民事事件・刑事事件・家事事件について実情調査を実施し，その結果を踏まえた検証を行うこと，③特別企画として，これまでの検証の振り返りを行い，司法研修所において迅速化検証をテーマとする研究会を実施することが説明された。

イ 意見交換

(山本座長)

- 小林委員から、今回は第10クールという節目なので特別な企画があった方がよいのではないかという御指摘をいただき、これについて事務局で検討され、特別企画として、これまでの迅速化検証の振り返りを行い、また、司法研修所で現場の裁判官とも議論をする機会を設けるという企画が設けられた。

(小林委員)

- 企画を考えていただいて感謝している。これまで検討会に出席して感じていたことだが、検討会で話したことを現場に浸透させることがとても大事であり、会議室でいくら話していても、現場に考え方が伝わらないと意味がない。事務局から御説明があった雑誌掲載という取組もよいし、また、司法研修所で研究会をするという点についても期待したい。

(出井委員)

- 基本的な方針はこれでよいと思うが、これまでの検証を振り返ると、第6クール以降は、主に、制度や体制ではなく運用の問題にフォーカスしており、検証の振り返りにについても、運用の問題にフォーカスすることになると思う。これまで、運用にフォーカスした検証によりそれなりの成果があり、裁判所、代理人、当事者の課題が浮き彫りになったと思うし、司法研修所の研究会等で実務家や社会に広く共有するのは大事である。それを前提として、1年前にも申し上げたかもしれないが、検討会で、運用だけに焦点を当てるのはいかななものかと思う。検討会の設置根拠である裁判の迅速化に関する法律では、2条1項で、手続の充実と並んで制度及び体制の整備が規定され、これを受けて3条で、裁判の迅速化を推進するための国の施策の責務が規定されており、また、8条における検証の結果は第3条の規定による国の施策の策定に活用されるべきという規定があるから、

検証は、体制、制度の整備も含めた国の施策の策定・実施へ活用される形でなされるべきである。第1クールから第5クールまでひとつおりの検証を行ったこともあり、第6クール以降は運用のみに焦点が当てられているが、それは、裁判の迅速化に関する法律や検討会の目的のあくまで一部であるという認識は、あらためて申し上げたい。第11クール以降に向けて、今後、運用の検証を行っていくべきか、法の目的をどう捉えてどのような施策を考えていくか、将来を見据えた振り返りにしていただきたいと思っている。

(山本座長)

- もっともな御指摘である。私の認識でも、運用・統計を中心として検証を行っているが、大きな問題点が見いだされて、現状では対応が困難ということになれば、制度・体制も考えながら問題を解消することが求められることになるだろう。検討会では、検証の基礎として、制度・体制について議論していただいて差し支えないし、第10クールもそのような形で臨んでいきたい。

(出井委員)

- 補足すると、山本座長は、現在の状況を見てうまくいっていないのであれば、体制・制度についても検討すべきと言っていたように聞こえたが、私は、体制・制度についても、運用とあわせて検討すべきだと考えている。現に、第1クールから第5クールまではそのようなスタンスで検証をしていたし、第4クールには訴訟制度についての提言もされたし、また、裁判官や弁護士の執務態勢についての検証も行われていた。そのような検証は不断に行うべきである。ここ2クールくらい、民事・刑事・家事いずれも、若干かもしれないが審理期間が上向きになっており、それだけとってみても、体制、制度についての問題点が表れていると思う。具体的な検証方法については考えなければいけないが、基本的には、運用・体制・制度はセ

ットで考えるべきだと思う。

(山本座長)

- 私も、制度・体制については補充的に検証すべきであるという趣旨で申し上げたつもりはなかった。制度・体制について問題があるということであれば、検討会でも自由に御発言していただければと思う。

(川山総務局企画官)

- 補足すると、迅速化検証の振り返りについては、総論としては第1クールから第9クールまでの検証全体の振り返りを考えており、第6クール以降の検証に限定する趣旨ではないので、その前提でお考えいただきたい。

(奥山委員)

- 迅速化検証の振り返りを行うという基本的方針について、2点、お話ししたい。これまで、統計的データにより分析をしてきたが、統計的データというのは、平均をとることになるので、現状をざっくり捉えるにはよいが、重要な問題を捉えるには難しい。統計的に、平均をとることを超えた分析ができないか考えており、佐古委員や、統計分野についての有識者にアドバイスをいただくなどして、今までと違う方針で検証をしてもよいのではないか。これまでの検証方法を検証してもよいのではないかと思う。具体的な事案についてどこまで議論できるか、また、裁判なので公表できない部分がある中で、どこまで具体性を持って報告ができるかは分からないが、無理のない範囲でよいので検討していただければと思う。もう1点は、迅速化検証とは直接関係ないが、10年前に東日本大震災が発生し、また、これまで大きな自然災害が起こっている中で、自然災害に起因した訴訟についてのデータもかなりの量があると思うが、これを振り返るとよいのではないか。自然災害は、私たちの財産に不可避免的に関わってくる話なので、今後大きな自然災害が起こったときに備えて、そのような訴訟でどんなことがあるかを見ると、参考になるのではないかと思う。裁判の迅

速化とは関係ないかもしれないので、中心的なテーマとは言えないが、振り返りということで、一つのトピックとして考えていただければと思う。

(山本座長)

- 貴重な御指摘をいただいた。1点目についてはそのとおりであり、事務局の説明でも、これまでの検証の振り返りの中に検証方法の振り返りも含まれていたと思うので、佐古委員や外部の有識者を含め、統計分析の在り方について、御指摘や御指導をいただくこともよいかと思う。今の御指摘を踏まえ、具体的な振り返り・検証方法について事務局でさらに考えていただければと思う。

(川山総務局企画官)

- 御指摘を踏まえ、振り返りの在り方については検討させていただきたい。

(2) 検証の視点について（統計・民事）

ア 事務総局からの説明

(ア) 統計データの分析について

川山総務局企画官から、第10クールにおいても、これまでの検証と同様、民事第一審訴訟事件、刑事通常第一審事件、家事事件、上訴審訴訟事件を幅広く取り上げ、重要かつ基本的な統計項目を中心に整理・分析をするとともに、その時々を検証対象等に応じて掲載すべき統計などを検討する方針等が説明された。

(イ) 民事第一審訴訟事件に関する検証について

岩井民事局第一課長から、第10クールの検証においては①IT化フェーズ1における争点整理の現状と課題として、ITツールの導入によって争点整理に生じつつある変化や、争点整理手続を充実させるための組織的取組の発展状況を調査し、②合議体による審理の現状と課題として、合議体の審理を充実させるための方策の進捗状況や、ITツールの導入により

合議体の審理にどのような変化が生じているかを調査するといった方針が説明された。

イ 意見交換

(山田委員)

- 民事実情調査のテーマについて、差し当たってはフェーズ1がもたらす質的な変化について模索的に調査をし、より客観的な分析につなげるという趣旨とお聞きしたが、それについてはよいと思う。細かい点で、いくつか聴取していただきたいことがある。一つは、期日における口頭での議論の構造が変わったかどうかという点である。従来、ノンコミットメントルールはなかなか浸透しなかったが、フェーズ1で書面による準備であれば、自白に直接結びつくわけではないので比較的安心感があるという話を聞いたので、それが議論の活性化を招いているかどうか、他方で、争点整理の結果をどのように取りまとめているか、関心がある。また、期日間については、IT化のメリットとして、書面やエクセル表に事件の事実関係を書き込むとか、論点について、原告・被告はこう考えているという一覧表を作成するなど、見える化がしやすくなるという話を聞いたことがあるが、そのような工夫はどの程度なされているか。3点目は、第1回口頭弁論期日指定後に、準備手続に付されることになり、口頭弁論期日を取り消して話し合いが進むという話を聞いたことがあるが、この実務をどの程度行っているか。上手くいけば迅速化につながるかもしれないが、手続全体のメリハリの面ではどうかという点もあるので、その点も聞いていただければと思う。

(出井委員)

- 今の点に関連して、IT化というツールの導入により、民事裁判手続の在り方や、裁判官、代理人、当事者を含め関係者が手続にどう取り組むか

について、大きな変容をもたらさうものと思っており、フェーズ1における現状と課題を検証していただくのは重要だと思う。一方で、先ほどの私の発言にも関係するが、手続がどう運用されるかは重要だが、ITツールの導入は体制にも影響する話であり、導入によりいろいろなことが便利になるという点もあろうし、他方で、裁判官、書記官、代理人、当事者の負担はどうか、あわせて検討しなければいけない。その意味で、何を聴取するかは、何を目的として聴取するかにもよるが、負担の問題も出てくるかもしれないので、広がりを持った実情調査、検証にしていきたいと思います。山田委員のおっしゃったように、IT化の導入により何が変わり影響を受けるのかについての検証も重要なので、行っていただきたい。合議体の問題については、ITを導入することにより、裁判官、書記官の間や、代理人とのやりとりでどのようなプロセスが加わり、負担感がどのように変わるか、その辺りも含めて見ていただきたい。

(奥山委員)

- IT化については、おそらく、海外の方が進んでいると思う。私の身近でも、入試制度について、従前は、海外からの申し込みは書類の送付により行っていたが、ウェブによる申し込みが可能な国もあり、ウェブにより申し込みできないのはおかしいと批判された。日本でもウェブによる申し込みは数年前に実現したが、実現までのハードルは高かった。裁判手続についても海外の状況がもし分かるのなら、それを前提に日本の制度について考えることはできると思う。海外の状況については、山本座長が御研究され、また、最高裁で情報を集めているのではないかと思うので、お知らせいただければありがたいが、できる範囲で差し支えない。

(山本座長)

- もっともな御指摘であり、日本はIT化で進んでいるとはいえない状況である。海外の情報については、法務省で、現在IT化のため、法改正に

向けた作業を行っており、その関係で海外の状況についての情報収集も行われているものと思うし、また、裁判所でも情報は集めていると思うので、海外の状況に関する基礎的な情報について、可能な範囲で事務局でまとめて、何らかの形で委員に提示していただければありがたい。

(川山総務局企画官)

○ 今の点について検討する。

(山本座長)

○ 無理のない範囲で検討していただければと思う。IT化については、今回から本格的な検討対象になったが、今後も、かなりの期間、出井委員御指摘の体制や負担感も含めて問題になると思うし、刑事、家事についてもいずれはITの導入が進むと思うので、当検討会でも一つの大きな課題になっていくのは明らかである。今回は、ITについて検証する最初のクールとなるので、ぜひいろいろな観点から検証が進められればと思う。

(3) 検証の視点について (刑事・家事)

ア 事務総局からの説明

(ア) 刑事通常第一審事件に関する検証について

福家刑事局第一課長から、第10クールの検証においては、公判前整理手続の長期化要因の分析、充実・迅速化に向けた方策を検証テーマとし、公判前整理手続の基本的な在り方について法曹三者の共通認識を形成することの重要性とそのための具体的な方策について重点を置いた検証をするといった方針が説明された。

(イ) 家事事件に関する検証について

戸荻家庭局第一課長から、第10クールの検証においては、①家事調停については、事案等に応じたメリハリのある調停運営の具体的な在り方とその実現に向けた課題を、②人事訴訟については、特徴を踏まえた合理的

かつ効果的な争点整理等の在り方の現状と課題を調査するといった方針が説明された。

イ 意見交換

(横井委員)

- 刑事の実情調査については、第8クールと第9クールしか行っておらず、第9クールは1か所のみ調査だったので、従前と同様の方針で調査することに異議はない。特に気になっているのは、コロナ禍で裁判員裁判が完全に止まった時期があるため、審理期間が伸びていることは分かるが、コロナの感染拡大前から長期化していたので、その理由を調べる必要がある。IT化については、刑事は検討が始まったばかりであり、大きな問題があっても簡単に進まないということがあるので、今回も従前と同様の方針で調査していただければよいと思う。

(出井委員)

- 刑事については横井委員と同じで、あと1、2回調査しないと実のある成果が出てこないし、IT化については刑事はいろいろな問題があるということなので、民事と同じにはいかないという気がする。以前の実情調査で、証拠開示段階のIT化、デジタル化の問題が出てきたので、今回の調査でもその問題は出てくると思うが、IT化を正面から取り上げる段階ではないと思う。家事については、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいと思うが、IT化や、ウェブ会議を使った手続の実施状況、施行状況はどうなっているか。検証でとりあげるべきということではなく、新型コロナウイルス感染症の影響の関係でどのような話が出てくるかという観点でお聞きしたい。

(戸荻家庭局第一課長)

- 家事のIT化については、家事調停におけるウェブ会議について、今年

度中に、東京・大阪・名古屋・福岡の各家裁で試行を開始したいと考えており、現在準備しているところである。

(出井委員)

- 状況は理解した。1点付け加えると、体制の問題にも関係するが、家事では、裁判官、弁護士、代理人、その他の職種との連携が重要になるので、特に調停運営については、関連職種との連携も含めて検証できるような実情調査を行っていただきたい。

(川出委員)

- 刑事について、実情調査の方針はこのとおりでよいと思う。公判前整理手続の長期化については、各地の裁判所でいろいろな取組がなされているので、引き続きその検証が必要である。法曹三者の共通認識を形成することの重要性とそのための具体的な方策について重点的に検証するということであれば、裁判所の方針と弁護士の考え方のずれが大きいように感じられた地域において、その後、裁判所、弁護士、検察官の間で共通認識が形成されてきているかどうかを調査することができれば意味があるのではないかと思う。そのような観点から調査対象とする地域を考えていただきたい。刑事のIT化については、何が可能かについて法務省の検討会で議論が始まったところであり、そもそも実情調査ができるような段階ではない。

(佐古委員)

- 今回が初めての参加となるが、刑事でIT化が難しいという件について、何を解決しないとITの導入が難しいのかという論理の整理ができたらよいと思う。もう一つ、議論を聞いていて疑問に思ったのは、ITツールという言葉が何を指しているのかということである。最初は人工知能のことかと想像したのだが、議論ではウェブ会議やエクセルファイルなどの話がされていたので、ITツールというのが何を指しているか教えていた

だきたい。

(山本座長)

- おっしゃるとおりIT化と一口に言ってもいろいろなものがあるが、今のところは、民事裁判でやっているのは、オンライン会議を使って、争点というか、訴訟で何が問題かということを経験しているという話がようやく始まった段階であり、刑事についてはそれもまだという段階である。IT化については今後だんだん進んでいくことにはなるが、その全体像について、特に、法律家以外の委員に対して御説明していただく機会があってもいいのではないかと思う。

(山田委員)

- 家事について、方針について異論はない。大きなテーマは前回から引き続きということで、さらに深掘りをしていただければと思う。例えば家事調停については事案等に応じたメリハリのある調停運営とあるが、メリハリとは何か、事案等とは何かというのは、前回もいろいろと御指摘があったところで、それはおっしゃるとおりだと思う。事案に応じてというと、財産関係かそうでないのかということだとおおざっぱなので、事件類型もそうだが、例えば、何がどう争われているか、何が引っかかっているかということを経験している中で聞ければと思う。人事訴訟については、前回から長期化が深刻であるという話があるが、民事との違いで言うと、職権探知の話もあるが、家事調停前置という点があり、それらとの関係とか、附帯処分や事実の調査など、手続的に関連しているものが、何らかの隘路になっているかどうかとか、事件の特性との関連性が分かればありがたい。

(横井委員)

- 先ほどの佐古委員の疑問に一つだけ簡単に答えると、刑事で一番問題となっているのは、弁護士は証拠開示をデータでほしいと言っているが、一

方、弁護士へのデータ提供によりデータが拡散する可能性があるというのが検察官の懸念である。弁護人としては被疑者・被告人の利益のために早くデータがほしいが、他方で刑事のようなセンシティブな情報がオープンになったときに、個人情報の保護の点が大きな問題になっている。

(佐古委員)

- セキュリティとプライバシーの両立は私の研究テーマでもあるので、どのようにして適切な人にだけ情報開示し、それ以後広まらないようにするかは、これから考えていきたい。

(出井委員)

- IT化については、我々はまだプリミティブな段階である。これまでの実情調査で出てきた問題としては、民事でも刑事でも、世の中の証拠がデジタル化されているが、そういう情報を、訴訟や調停でどう顕出するか、また、それをどう処理するかが問題となり、また、御指摘のあったように拡散のリスクがあり、総合的に考えなければいけないので、なかなか遅々として進まない。佐古委員は、まだそんな段階なのかと思われるかもしれないが、ぜひいろいろ御意見をいただきたい。

(山本座長)

- 佐古委員からは、厳しい目線で、率直に御指摘いただければ、我々にとっても有用だと思う。実情調査のテーマ、検証内容の大枠については、委員から異論はないということでよいか。調査の方法、対象、項目等については御意見を頂戴したので、引き続き事務局で検討していただければと思う。

(4) 検証の進め方について

ア 事務総局からの説明

川山総務局企画官から、第10クールの検証の進め方に関し、来年の2月

から5月にかけて、民事、刑事及び家事それぞれについて前半の実情調査を行い、7月の検証検討会の場での意見交換を踏まえ、必要に応じて調査事項等を見直すなどして、9月から11月にそれぞれについて後半の実情調査を行い、また、前半の実情調査が終わった後の来年6月から7月上旬に司法研修所の研究会を行って、振り返りを第67回検証検討会で行うといった方針が説明された。

イ 意見交換

(出井委員)

- 実情調査の対象をどこにするかは、いつ頃決まるか。また、前半の実情調査は来年2月から5月に行うとのことだが、実情調査の実施方法について、現地に行くかウェブで行うかは、新型コロナウイルス感染症の状況次第ということになるか。

(川山総務局企画官)

- 実情調査先は、10月中には内部的に決定したいと考えている。実施方法については、現段階では決めるのは難しいと考えており、感染状況を見て追って相談したい。

(山本座長)

- 今回は、2クールぶりに、民事・刑事・家事それぞれについて前期に1か所、後期に1か所調査を行う形に戻るが、現実に行けるかどうかは、新型コロナウイルス感染症の状況次第であり、委員の皆様にも御相談が行くと思う。基本的にはこのスケジュールを進めるということによいか。それでは、このスケジュールに基づいて事務局で具体化の作業を進める。

5 今後の予定について

次回の検討会は、前半の実情調査終了後である来年7月に開催することとし、具体的日程については追って調整することとなった。

(以 上)